

板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務 公募型プロポーザル実施要領

1. 業務概要

(1) 目的

板柳町(以下、「町」という。)では、令和5年12月の板柳町総合教育会議にて4小学校を1校に統合する方針が決定され、板柳南小学校を統合小学校校舎として改修工事を実施するための「板柳町立統合小学校改修基本計画(以下、「基本計画」という。)を策定している。

基本計画では、既存の学校施設を長く大事に使うことに重点を置いた長寿命化改修工事を進めることはもとより、国の「小学校施設整備指針」や最新の教育動向などを踏まえ、子どもたちの多様なニーズに応じた施設機能の高機能化・多機能化、防災機能強化などを実現する施設整備が求められている。

本業務は、学校施設の長寿命化改修にあたり、より優れた提案者を選定するとともに、その選定方法の公平性、透明性を図るため、公募型プロポーザル方式により、広く提案を募り、この業務に最も適した優先交渉権者(契約候補者)を特定することを目的とする。

(2) 業務名

板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務

(3) 業務内容

本整備工事に係る基本・実施設計業務とする。

詳細は別紙「板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務委託特記仕様書」のとおりとする。ただし、契約時における仕様書については、優先交渉権者(契約候補者)として特定された者の技術提案内容に応じて仕様を変更することがある。

(4) 業務期間

契約締結日の翌日から令和7年10月31日まで

なお、令和7年4月末日までに概算工事費を算出し、基本設計図書を提出すること。

(5) 施設の主な概要

- | | |
|---------|---------------------------------------|
| ① 名 称 | (仮称)板柳町立統合小学校【現在名称:板柳町立板柳南小学校】 |
| ② 所在地 | 北津軽郡板柳町大字辻字岸田 75-1 |
| ③ 用途地域等 | 用途地域 無指定
建ぺい率・容積率 70%・200% |
| ④ 敷地面積 | 約 31,600 m ² (取得予定の用地面積含む) |
| ⑤ 主な建築物 | 校舎(RC)、屋内体育館(S)、プール、屋外グラウンド 他 |
| ⑥ 接道道路 | 国道 339 号、町道横沢学校道線 他 |
| ⑦ 上下水道 | 公共 |
| ⑧ 工事参考額 | 30 億円未満(消費税及び地方消費税相当額を含む。) |

※ただし、必要な機能は維持し、又改修後のランニングコストが高くならないように十分配慮しながら、極力工事費を抑えること。また、業務契約締結後に賃金水準又は物価水準の変動により、工事参考額を超える場合については算定根拠資料等を提示して協議すること。

2. 業務に要する費用

98,318,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む。)

※「板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務(見積参考資料)」をもとに算出すること。
この金額は、契約締結における予定価格を示すものではない。

3. 参加要件

公募型プロポーザルによる候補者選定の手続き等に参加できる者は、次に掲げる要件をすべて満たしている単体企業、又は(2)に掲げる資格を満たしている設計共同体とする。なお、契約締結までの間に参加要件を有しなくなった場合、その時点で失格とする。

(1)単体企業

- ① 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
- ② 板柳町「令和6年度板柳町競争入札参加資格者名簿(建築関係建設コンサルタント業務)」に参加意思表明書の提出期限までに登録され、かつ、代表者が青森県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。
- ③ 公告日現在から優先交渉権者(契約候補者)特定の日までに、板柳町建設業者等指名停止規則(平成10年7月13日規則第10号)による指名停止措置を受けていないこと。
- ④ 板柳町暴力団排除措置要綱(平成24年6月18日訓令第1号)に掲げる措置要件に該当しないこと。
- ⑤ 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立てをしている者(更生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てをしている者(再生手続開始の決定を受けている者を除く。)又は破産法(平成16年法律第75号)に基づく破産手続開始の申立てをしている者でないこと。
- ⑥ 建築士法(昭和25年法律第202号)第23条の規定に基づく一級建築士事務所の登録を受けている者であること。
- ⑦ 建築士法第26条第2項の規定に基づく戒告処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと、又は同項の規定に基づく閉鎖処分を受けている期間でない者、もしくは閉鎖処分を受けた日から3月を経過していない者でないこと。
- ⑧ 提出された書類の記載事項が虚偽でないこと。
- ⑨ 国税、都道府県税、市区町村税の滞納がないこと。
- ⑩ 他の参加者である設計共同体の構成員となっていないこと。
- ⑪ 総合、構造、電気、機械の各業務分野について、協力者が本業務に参加する他の参加者(設計共同体の構成員を含む。)となっていないこと。

(2) 設計共同体

設計共同体を結成して参加する場合は次の要件を満たしていること。

- ① 設計共同体の構成員数は代表者及びその他構成員の2者とする。
- ② 出資比率は、構成員が技術提案並びに設計業務に関与する割合を反映するものとし、代表者の出資比率を51%以上とする。
- ③ 設計共同体の代表者及びその他構成員並びに協力者は、本業務に参加する他の設計共同体の構成員又は協力者を兼ねていないこと。

④ 設計共同体として、「建設コンサルタント業務等における共同設計方式の取扱いについて」(平成10年12月10日付け建設省厚契発第54号、建設省技調発第236号、建設省営建発第65号)の別紙1に示された設計共同体協定書による協定書が、代表者及びその他構成員により交わされていること。

⑤ 板柳町「令和6年度板柳町競争入札参加資格者名簿(建築関係建設コンサルタント業務)」に参加意思表明書の提出期限までに登録され、かつ、設計共同体の代表者及びその他構成員のいずれかが青森県内に本店又は支店・営業所を有する者であること。

⑥ 全ての構成員が、3. 参加要件(1)の①～⑪までを全て満たす者であること。

(3) 共通要件

平成26年4月以降に、次の①、②の設計業務実績(平成26年4月以降に設計が完了した施設の設計業務)があること。また、設計共同体については、次の①、②の要件をその内1者が満たす者であること。

① 同種業務:校舎がRC造又はSRC造の小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)について、長寿命化改修設計又は大規模改造設計(空調設備改修、トイレ改修の設計を除く)を実施したもの

② 類似業務:校舎がRC造又はSRC造の小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)について改築設計又は新築設計を実施したもの

(4) 配置技術者の要件

配置する技術者が次のいずれの要件も満たす者であること。

① 管理技術者及び総合、構造、電気、機械の各主任担当技術者をそれぞれ1名配置すること。

② 管理技術者は参加者と直接的な雇用関係を有すること。また、管理技術者は他の業務分野の主任担当技術者を兼務していないこと。

③ 各業務分野の主任担当技術者は、本業務における他の主任担当技術者を兼務していないこと。

※「管理技術者」とは、契約の履行に関し、業務の管理及び統轄等を行う者をいう。

※「主任担当技術者」とは、管理技術者の下で各業務分野における技術者を総括する役割を担う者のことをいう。

(5) 管理技術者の要件

① 国又は地方公共団体等が発注し、元請け(設計共同体の場合、代表者としての実績に限る。)として受注された、令和6年国土交通省告示第8号(以下、「告示第8号」という。)別添二第7号第1類に分類される建築物の基本設計業務又は実施設計業務に従事し、公告日現在において当該設計業務が完了している実績を有すること。

② 建築士法に基づく一級建築士の資格を有すること。

(6) 主任担当技術者の要件

① 各主任担当技術者の業務分野は表1の分類による。また、建築士法に基づく一級建築士の資格を有すること。

② 主任担当技術者の業務分野を再委託する場合には、次の要件を満たすこと。

ア 総合分野は、再委託しないこと。ただし、主たる業務以外の部分(コピー、印刷、製本、計算処理(構造計算、設備計算及び積算を除く。)、トレース、資料整理等)の簡易な業務につ

いては、再委託を認める。

イ 構造分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第1項に規定する構造設計一級建築士又は一級建築士が所属していること。

ウ 電気及び機械分野の再委託先には、設計への関与ができる建築士法第10条の2の2第1項に規定する設備設計一級建築士又は建築設備士が所属していること。

表1.主任担当技術者の業務分野の分類

業務分野	業務内容
総合	告示第8号別添一第1項第一号及び第二号において示される「設計の種類」における「総合」
構造	同上「設計の種類」における「構造」
電気	同上「設計の種類」における「設備」のうち、「電気設備」に係るもの
機械	同上「設計の種類」における「設備」のうち、「給排水衛生設備」、「空調換気設備」及び「昇降機等」に係るもの

4. 参加表明に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間： 令和6年9月25日(水)～10月2日(水)午後4時まで(必着)

(2) 提出方法： 別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。

(3) 提出場所： 本実施要領の「16. 担当部署(提出・問合せ先)」と同じ。

(4) 回答予定日： 令和6年10月4日(金)

(5) 回答方法： 町ホームページに掲載

※質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

5. 参加意思表明書等の作成及び提出

(1) 提出書類

① 参加意思表明書(様式2)

② 業務実施体制(様式3)

③ 協力者調書(様式4)

※他の企業等に当該業務の一部について協力を依頼する場合にのみ提出すること。

④ 管理技術者の業務実績(様式5)

⑤ 主任担当技術者の業務実績(様式6-1、6-2、6-3、6-4)

⑥ 設計共同体協定書の写し

※該当する場合のみ

(2) 提出部数： 正本 1部

(3) 参加意思表明書等の作成要領

参加意思表明書等の作成に当たっては、別紙「板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務公募型プロポーザル参加意思表明書、技術提案書等作成要領(以下、「作成

要領」という。)に従い作成すること。

(4) 提出期限: 令和6年10月10日(木)午後4時まで(必着)

(5) 提出場所: 本実施要領の「16. 担当部署(提出・問合せ先)」と同じ。

(6) 提出方法: 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後4時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

(7) 参加資格要件の審査

参加意思表明書等を提出した者のうち、参加資格要件を満たし、かつ設計業務実績等の評価点が高い者から3者程度を選定し、技術提案書の提出を要請する。

ただし、参加資格要件を満たした者が3者に満たない場合は、参加資格要件を満たしたすべての者に技術提案書の提出を要請する。

(8) 参加資格の通知

参加資格審査の結果は、技術提案書の提出を要請する者が決定し次第、電子メールで直ちに通知した後に、書面の郵送により改めて通知する。

6. 現地見学会

下記のとおり実施する。

(1) 実施日時: 令和6年10月3日(木)午後4時～1時間程度。(受付は午後3時40分～)

(2) 参集場所: 板柳町立板柳南小学校 玄関前(板柳町大字辻字岸田 75-1)

(3) 申込期限: 令和6年10月2日(水)午後4時まで

(4) 申込方法: 現地見学会への参加を希望する者は、現地見学会参加申込書(様式7)に所定の項目を記載のうえ、本実施要領の「16. 担当部署(提出・問合せ先)」に電子メールにて申し込むこと。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。

(5) 現地見学会の内容

① 既存施設の概要説明

② 既存施設及び建設予定地周辺の見学

(6) 留意事項

① 現地見学会への参加の有無が、優先交渉権者(契約候補者)の特定に影響することはない。

② 参加人数は各者4名以内とし、参加希望者が多数の場合は、参加人数の調整を依頼する場合がある。

③ 公告資料を持参すること。

④ 施設の案内中は、参加者からの質問は受け付けない。質問がある場合は「7. 技術提案に関する質問の受付及び回答」にて行うこと。

⑤ 現地見学会以外での学校敷地内への立ち入りは許可しない。

⑥ 町担当職員が許可した場合を除き、学校敷地内での写真撮影は認めない。また、撮影を許可された場合も、施設利用者等に対し十分配慮すること。

⑦ 町担当職員の指示に従わない場合には、現地見学会からの退場を求めることがある。

7. 技術提案に関する質問の受付及び回答

(1) 受付期間： 令和6年10月21日(月)～11月1日(金)午後4時まで(必着)

(2) 提出方法： 別添の質問書(様式1)により、電子メールにて提出すること。

※電子メール以外の方法で提出された質問に対しては回答しない。また、電話によりメールの受信確認を行うこと。

(3) 提出場所： 本実施要領の「16. 担当部署(提出・問合せ先)」と同じ。

(4) 回答予定日： 令和6年11月8日(金)

(5) 回答方法： 町ホームページに掲載

※質問に対する回答への問い合わせ及び異議申し立ては、受け付けない。

8. 技術提案書の作成及び提出

(1) 提出書類

① 技術提案書提出届(様式8)

② 技術提案書(業務実施方針)(様式9)

③ 技術提案書(評価テーマに対する技術提案)(様式10-1、10-2、10-3)

④ 価格提案書(様式11)

⑤ 上記の提出書類のうち、正本についての電子データ一式(CD-R)

※データはPDF形式とする。

(2) 提出部数 正本 1部、副本 9部

※電子データ一式(CD-R)は1部とする。

※副本には提出者(設計共同体の構成員、協力者を含む。)を特定することができる内容を記載しないこと。

(3) 技術提案書の作成要領

技術提案書(以下、「提案書」という。)の作成にあたっては、別紙作成要領及び下記の要領に従い作成すること。

① プロポーザルは設計業務における具体的な取組方法について提案を求めるものであり、当該業務の具体的な内容や成果品の一部(図面、模型写真、透視図等)の作成や提出を求めるものではない。具体的な設計作業は、契約後に提案書に記載された具体的な取組方法を反映しつつ、発注者が提示する資料に基づいて発注者と協議のうえ開始する。

② 文章での表現を原則とし、基本的考え方を簡潔に記述すること。なお、字体は任意とするが、文字ポイントは見出し及び本文が9ポイント以上、図等の注釈は8ポイント以上とする。

③ 文章を補完するための写真、イラスト、イメージ図は必要最小限の範囲において使用を認めるが、具体的な建物の設計又はこれに類する表現、詳細な描き込み、簡易でない表現をしてはならない。

④ 提案内容は、その考え方や趣旨等について簡潔明瞭に示すものとし、提案書の記述にあたっては、専門的知識を有しない者でも理解できるよう分かりやすい表現とすること。

⑤ 表2に示した提案内容1～3の各項目について、留意する点や技術的な提案(提案内容、提案理由、比較検討案等)を、提案内容ごとに提案書(様式10-1、10-2、10-3)に片面1ページにて作成し、A4の大きさに折って綴じること。

⑥ 提案書内の視覚的表現に関しては「建築設計業務委託の進め方ー適切に設計者選定を行うためのマニュアルー平成30年5月全国営繕主管課長会議」(国土交通省)49～53ページ

を参考のこと。

表2.提案内容

〈提案内容1〉 (1) 既存施設の利活用における設計の全体像・設計業務の実施方針 ① 児童が明るく楽しく安心して学べる小学校を目指した改修計画 ② 〇施設を今後 30 年以上使用するための長寿命化改修計画 ③ 〇現在の基準に適合させるため増築が必要な学校給食施設の配置計画 ④ 〇通学児童の安全確保や送迎車両等の渋滞を緩和させる動線計画 ⑤ 児童の安全性と利便性を考慮した敷地内駐車スペースの確保計画
〈提案内容2〉 (2) 統合小学校にふさわしい教育環境の計画方針 ① 児童の発達段階に応じた効果的な教育活動が展開できる施設計画 ② 〇2階のプレールームと図書室を活用した学習活動の多様性に対応するスペースの施設計画 ③ 〇GIGAスクール構想に対応するICT教育環境の整備と教育DXの推進に向けた施設計画 ④ バリアフリー化(エレベーターやスロープ等)やユニバーサルデザインによる施設計画 ⑤ 特別な支援等を必要とする児童の個別指導や教育相談等のスペースの確保計画
〈提案内容3〉 (3) 施設に求められる機能や性能に関する計画方針 ① 〇防災・減災に寄与する施設計画(特に洪水などの被災想定を踏まえた機能) ② 〇快適な室内環境の確保と光熱水費抑制・省エネルギーのための施設計画 ③ 各種教室等への空調設備の整備や照明設備のLED化、トイレの洋式化への改修計画 ④ 屋内体育館の遮熱や空調設備の活用など熱中症防止対策に係る施設計画 ⑤ 災害時の避難場所として町民の安心・安全を確保する施設の利用計画

【備考】

ア 〇が付されている提案内容は、町が特に重要と考えているものである。

イ 本実施要領において記載された事項以外の内容を含む提案書、又は作成要領及び別添の様式に示された条件に適合しない提案書については、提案を無効とする場合があるので注意すること。

ウ 「8. (3)③」に反すると後述の審査委員会において判断された場合は失格とし、第二次審査の審査対象外とする。

エ 提案書の記載内容は、全て本業務における実施義務事項として提案者が提示し、契約するものであることに留意すること。

オ GIGA(ギガ)スクール構想とは、児童生徒 1 人 1 台端末と高速大容量の通信ネットワークを一体的に整備することを主とする文部科学省の取り組みであり、板柳町立の各小学校では全児童に端末(iPad)を整備し活用している。

(4) 提出期限： 令和6年11月19日(火)午後4時まで(必着)

(5) 提出場所： 本実施要領の「16. 担当部署(提出・問合せ先)」と同じ。

(6) 提出方法： 持参又は郵送により提出すること。

※持参の場合の受付時間は午前8時30分から午後4時までとする。(土曜日、日曜日及び祝日を除く。)

なお、郵送で提出する場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法とすること。

9. 審査・評価方法

プロポーザル審査は以下の日程及び要領で実施する。

第一次審査：令和6年10月15日(火)【予定】

第二次審査：令和6年11月27日(水)【予定】

(1) 審査委員会の設置

優先交渉権者(契約候補者)特定にあたり、公平性及び透明性を確保するとともに、客観的な評価等を行うため「板柳町立統合小学校長寿命化改修工事基本・実施設計業務公募型プロポーザル審査委員会(以下、「委員会」という。)」を設置し、委員会において提案内容の審査・評価を行い、優先交渉権者及び次点交渉権者を特定する。

なお、委員会の審査委員は、審査の公平・公正性を確保するため、優先交渉権者及び次点交渉権者の特定後に公表する。

(2) 第一次審査(書類による審査)

委員会において、参加意思表明書等の書面審査を行い、第二次審査でプレゼンテーションとヒアリング(以下、「ヒアリング審査」という。)を受ける者を3者程度選定する。

(3) 第二次審査(技術提案の書面及びヒアリング審査)

提案書の内容について書面及びヒアリング審査を実施し、参加者の中から「優先交渉権者(契約候補者)」及び「次点交渉権者」を各1者特定する。なお、審査・評価は非公開とする。

ヒアリング審査による審査においては、以下の点に注意すること。

- ① 提案者を特定することができる内容は伏せること。ヒアリング審査は、参加意思表明書の受付順に実施する。各者のヒアリング審査の時間は最大で40分とし、準備5分・プレゼンテーション20分・ヒアリング15分の配分とする。
- ② ヒアリング審査に出席する者は、「管理技術者の業務実績(様式5)」に記載した管理技術者と、「主任担当技術者の業務実績(様式6-1、6-2、6-3、6-4)」に記載した主任担当技術者2名以内、パソコン操作者1名の合計4名以内とする。
- ③ プレゼンテーションは町が用意するスクリーン及びプロジェクター(EPSON型式EB-W06 にはHDMIケーブルを含む)を使用した発表とし、接続するノートパソコンは提案者が持参すること。また、発表に使用する資料は提案書に記載された内容のみとし、当日の追加資料の配布や提案書にない新たな内容の説明は認めない。
- ④ 提案者が1者の場合も、ヒアリング審査を実施する。その場合、基準点を満たす場合のみ、当該提案者を優先交渉権者とする。
- ⑤ ヒアリング審査に関する詳細は、第二次審査の参加者を選定後、各者に別途通知する。
- ⑥ 審査・評価の結果、最高点を取得した提案者又は第2位の得点を取得した提案者が2者以上ある場合は、審査委員の合議により優先交渉権者又は次点交渉権者を1者に特定する。

(4) 審査・評価結果の通知

第一次審査及び第二次審査の審査・評価結果は書面により各者へ通知する。また、特定された優先交渉権者及び次点交渉権者について、町ホームページ上で公表する。

10. 審査・評価項目等

(1) 一次審査の審査・評価項目と審査・評価基準

審査・評価項目	審査・評価基準	備考
専門分野の技術者資格	・各業務分野の技術者が保有する資格について評価する。	
過去10年間の同種又は類似業務の実績	・管理技術者及び主任担当技術者が過去10年間に完了させた同種又は類似業務の実績について評価する。(※)	
業務繁忙度	・手持ち業務の件数等を考慮する。	
過去の表彰歴	・同種又は類似業務の表彰歴を評価する。(公告日より過去5年間とする)	
CPDの取得単位の状況	・管理技術者、各業務分野の主任担当技術者が取得している建築CPDの実績を評価する。(公告日より過去1年間とする)	

(※) 平成26年4月1日以降に完了させた下記の業務実績を審査・評価の対象とする。

- ① 同種業務:校舎がRC造又はSRC造の小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)について、長寿命化改修設計又は大規模改造設計(空調設備改修、トイレ改修の設計を除く)を実施したもの
- ② 類似業務:校舎がRC造又はSRC造の小・中学校及び特別支援学校(小・中学部)について改築設計又は新築設計を実施したもの

(2) 二次審査の審査・評価項目と審査・評価基準

審査・評価項目	審査・評価基準	備考
一次審査の評価点	—	
業務実施方針 (改修の基本的方針)	①業務の理解度及び取り組み意欲	
	②業務の実施方針(業務への取組体制、設計チームの特徴、設計工程、特に重視する設計上の配慮事項等)【様式9】	
評価テーマに対する 技術提案	①既存施設の利活用における設計の全体像・設計業務の実施方針【様式10-1】	
	②統合小学校にふさわしい教育環境の計画方針【様式10-2】	
	③施設に求められる機能や性能に関する計画方針【様式10-3】	
価格提案	見積書の受注予定金額(税抜)【様式11】	評価対象外

11. 日 程

公告	令和6年 9月25日
参加意思表明書質問受付締切	令和6年10月 2日 午後4時まで
参加意思表明書質問回答予定日	令和6年10月 4日
参加意思表明書受付締切	令和6年10月10日 午後4時まで
現地見学会参加申込締切	令和6年10月 2日 午後4時まで
現地見学会	令和6年10月 3日
技術提案書質問受付締切	令和6年11月 1日 午後4時まで
技術提案書質問回答予定日	令和6年11月 8日
技術提案書受付締切	令和6年11月19日 午後4時まで
第一次審査	令和6年10月15日(予定)
第二次審査	令和6年11月27日(予定)
結果通知	令和6年11月28日以降(予定)
契約締結・業務開始	令和6年12月中旬(予定)

12. 失格事項

本プロポーザルに参加した者で提出書類が次のいずれかに該当する場合は、提出者を失格とする。

- (1) 参加資格要件を満たさない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本実施要領及び作成要領で示された、提出期限・提出場所・提出方法・書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類があった場合
- (4) 選定・特定結果に影響を与える不誠実な行為を行った場合
- (5) 提出された提案書が「8. (3)③」に反すると審査委員会において判断された場合

13. 契 約

優先交渉権者の特定後、随意契約に係る協議を行い、その際に特定された者は業務委託費の見積書を提出し、協議が整い次第、速やかに仮契約締結の手続きを行う。なお、町議会承認後に契約締結とする。

ただし、協議が整わない場合や、優先交渉権者に事故等があり契約を締結できない場合には、次点交渉権者と契約締結に係る協議を行う場合がある。

14. 支払条件

前 金 払 有 (支払割合の10分の3以内)

部分引渡し 基本設計業務完了時(基本設計成果物の提出を条件とする。)

支払割合及び基本設計業務期間は特記仕様書の記載による。

15. その他留意事項

- (1) 本手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 提出期限までに参加意思表明書等を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出できないものとする。
- (3) 参加意思表明書等及び提案書の作成、提出並びにヒアリング審査に関する費用は、全て提出者の負担とする。
- (4) 参加意思表明書等及び提案書の取り扱いについては、次のとおりである。
 - ① 提出された参加意思表明書等は返却しない。なお、提出された参加意思表明書等は、提案書の提出者の選定以外に提出者に無断で使用しない。
 - ② 優先交渉権者及び次点交渉権者の特定の有無に関わらず、提案書は返却しない。なお、提出された提案書は、優先交渉権者及び次点交渉権者の特定以外に提出者に無断で使用しない。また、特定された提案書を公開する場合には、事前に提出者の同意を得るものとする。
- (5) 提出期限以降における提出書類の差し替え及び再提出は認めない。また「管理技術者の業務実績(様式5)」及び「主任担当技術者の業務実績(様式6-1、6-2、6-3、6-4)」に記載した配置予定の管理技術者及び各主任担当技術者は、原則として変更できない。ただし、やむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の資格を有する技術者であるとの町の下了解を得なければならない。
- (6) 提案書の作成のために町から受領した資料は、町の下了解なく公表、使用してはならない。
- (7) 提案書の著作権等については、次のとおり取り扱うものとする。
 - ① 提案書の著作権は、提案書を作成した者に帰属するものとする。
 - ② プロポーザル方式の手続き及びこれに係る事務処理において必要があるときは、町は提出された提案書の全部又は一部の複製等を行うことができるものとする。
- (8) 本件に参加意思を表明する者は、プロポーザル審査委員に対して直接、間接を問わず故意に接触を求めることは厳禁とする。また、審査委員名簿の公表後においても同様の扱いとする。

16. 担当部署(提出・問合せ先)

板柳町教育委員会学務課【担当: 田中、小野】

〒038-3672 青森県北津軽郡板柳町大字灰沼字岩井 61

TEL : 0172-40-0567(直通)、FAX 0172-72-1801

Email : ita-kyoui@town.itayanagi.aomori.jp